令第百八条第一項」を「指定障害福祉サービス基準第百八条第一項」に、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第四章第五節（同令第九十五条を除く。）」を「指定障害福祉サービス基準」に、「同令第百六十四条」を「第百六十四条」に、「同令第百七十三条」を「第百七十三条」に、「同令第百十一条（同令」を「第百十一条（第五十八条及び」に、「適用しない」を「適用せず、指定障害福祉サービス基準第百十一条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第五十八条中「サービス管理責任者」とあるのは、「基準該当児童デイサービス計画を作成するために必要な研修を受けた者」とする」に改め、同項第一号中「の数と」の下に「指定障害福祉サービス基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は」を加え、「基づき生活介護若しくは自立訓練又は」を「より自立訓練若しくは」に改め、同項第二号中「の数と」の下に「指定障害福祉サービス基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は」を加え、「基づき生活介護若しくは自立訓練若しくは」を「より自立訓練若しくは」に改め、同項第三号中「の数と」の下に「指定障害福祉サービス基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は」を加え、「基づき生活介護若しくは自立訓練若しくは」を「より自立訓練若しくは」に改め、同項第四号中「及び」の下に「指定障害福祉サービス基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は」を加え、「生活介護若しくは自立訓練又は」を「自立訓練若しくは」に改め、同項第五号中「生活介護事業所（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練事業所（同令」を「指定自立訓練事業所（指定障害福祉サービス基準」に改める。

第四条第二項中「満たすときは、」の下に「指定障害福祉サービス基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は」を加え、「基づき生活介護若しくは自立訓練又は」を「より自立訓練若しくは」に、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「指定障害福祉サービス基準」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、排水基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月一日

環境大臣　小沢　鋭仁

排水基準を定める省令の一部を改正する省令

排水基準を定める省令（平成十三年環境省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「九年間」を「十二年間」に改める。

附則別表のふつ素及びその化合物（単位　ふつ素の量に関して、一リットルにつきミリグラム）の項中

非鉄金属製錬・精製業（貴金属製造・再生業を除き、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	一一

を削り、「ほうろう鉄器製造業（一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、」を「ほうろう鉄器製造業（一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上」を削り、

ほうろう鉄器製造業（一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未満であるものに限る。） うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未満であるものに限る。）	二五

を削り、「製造するもの」に改め、附則別表のアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（単位　アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、一リットルにつきミリグラム）の項中

イットリウム酸化物製造業	一五〇

を削り、「二五〇」を「一七〇」に、「四〇〇」を「二二〇」に、「五〇〇」を「四〇〇」に改め、

炭酸バリウム製造業	八〇〇

を削り、

畜産農業	
黄鉛顔料製造業	

を

畜産農業	

に改め、「すず化合物製造業及び」を削り、「一八〇〇」を「一〇〇〇」に改め、「硝酸銀製造業、」を削り、「二〇〇〇」を「一八〇〇」に、「四〇〇〇」を「三六〇〇」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

告　示

○消費者庁告示第五号

消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第二十三条第二項の規定に基づき、消費者庁長官に委任された同法第二十二条第一項の規定による権限に属する事務を、次に掲げる都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととしたので、同法施行令第九条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月一日

消費者庁長官　内田　俊一

一　消費者安全法第二十三条第二項の規定に基づき、消費者庁長官に委任された事務を行うこととした都道府県知事及び消費生活センターを置く市町村の長

北海道知事、青森県知事、岩手県知事、秋田県知事、山形県知事、福島県知事、茨城県知事、栃木県知事、群馬県知事、千葉県知事、東京都知事、新潟県知事、富山県知事、石川県知事、福井県知事、山梨県知事、長野県知事、岐阜県知事、静岡県知事、愛知県知事、三重県知事、大阪府知事、奈良県知事、和歌山県知事、鳥取県知事、島根県知事、徳島県知事、香川県知事、愛媛県知事、高知県知事、宮崎県知事

札幌市長、新潟市長、京都市長、大阪市長、神戸市長、広島市長、北九州市長、福岡市長

二　一の都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととする事務の内容

消費者安全法第二十二条第一項の規定により、重大事故等が発生した場合（重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があることが明らかである場合を除く。）において、各都道府県又は各市町村の区域内に事務所、事業所その他その事業を行う場所が所在する事業者に対し、報告を求め、当該場所の立入調査及び質問をし、並びに物品を集取する事務

○法務省告示第三百二号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十二年六月一日

法務大臣　千葉　景子

東京法務局所属　松田　章

福井地方法務局所属　日俣　修

同　上坂　功

○財務省告示第百八十九号

政府短期証券及び割引短期国庫債券の取扱いに関する省令（平成十四年財務省令第六十七号）第三条に規定する者を定める件（平成十五年一月財務省告示第五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月一日

財務大臣　菅　直人